

☆ 電子カルテ導入のお知らせとお願い ☆

平成25年8月1日（木）より、
電子カルテを導入します。

当院では、さらなる医療サービスの向上と、より安全な医療の提供を目指し、電子カルテを導入することとなりました。

電子カルテとは従来、紙で記載・保存していた「カルテ」（診療記録）を電子化し、コンピューターによって集中管理するものです。

電子化により、医療の安全性の向上、システムの合理化、そして会計の迅速化が可能となり待ち時間短縮を目指します。

導入に当たりまして、職員全員で十分な操作研修やハールなどを行っております。しかしながら導入当初は、職員が不慣れな点や想定外のトラブルによって、診察時間・待ち時間が長くなることが予想されます。また、一部受診手順が変わるなど、何かとご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

患者様への医療サービスの向上のため、今後とも努力してまいりますので、ご理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。



－お知らせとお願い－

電子カルテ導入に先駆けまして、

平成25年7月10日（水）より、オーダーリング・自動再来受付機の稼働を行います。

- ・オーダーリングとは、今まで紙の伝票で動いていたオーダー部分が電子化されることです。
- ・自動再来受付機の稼働を行います。係員が操作方法をご説明いたします。

*ご不明な点がございましたら、近くの病院職員までお尋ね下さい。

☆ 平成25年度 乙訓特定健診 ☆

7月8日（月）より、乙訓特定健診が始まります。

期間：平成25年7月8日～10月31日（木）まで

（ただし、生活機能評価に関しては7月1日からです）

※事前にご自宅に送付されております「受診券」および「受診票」と本人確認の為の「健康保険証（お忘れになると受診できません）」をお持ち下さい。

自己負担金：1,000円（基準により、自己負担金免除の方もおられます。お住まいの市町にお問い合わせ下さい）

受けられる日：月曜日から土曜日の朝診にお越し下さい。

（事前の予約は不要です。）

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

1. 患者様に感動をしていただける医療を実践します
1. 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- ・医療を受ける権利
- ・知る権利
- ・自分で決定する権利
- ・プライバシーを守られる権利



医療法人 医修会 新河端病院